

成年年齢引き下げで18歳から大人に

成年年齢が18歳に引き下げられてから9ヶ月が過ぎました。18歳から様々な契約ができるようになるとともに、未成年者取消権による契約解除はできなくなります。今回は18歳・19歳に多い事例を紹介します。



【事例】

- ・インターネットでエステの広告を見て、無料体験だけのつもりで、施術を受けた。その際に想定外の高額なコースを勧められたので、高額で支払いができないと伝えたが、クレジットカードで分割払いにすれば大丈夫と言われ、断り切れずに契約してしまった。
- ・大学の先輩から投資の勧誘を受けた。「投資のマニュアルを50万円で譲る。今50万円を投資すれば、1年間で数百万円の利益がでる。資金が無ければ、学生ローンを組めばいい。」と言われ、その指示に従って借金し、マニュアルを購入して投資を始めた。しかし、利益が出るどころか損失が発生し、毎月の借金返済もバイトの給料だけでは苦しい。契約を解除し、返金してほしい。

～アドバイス～

- ☆広告や勧誘は「お試し価格」「すぐに儲かる」など、メリットのみが強調されている場合があるので、注意しましょう。
- ☆契約時には、商品やサービスの内容、契約期間、支払金額、解約条件等の内容をしっかり確認し、納得したうえで、契約しましょう。強引に契約を迫られたりしても、契約内容に不安があれば、はっきり「契約しない」と断りましょう。
- ☆訪問販売や電話勧誘販売等による契約の場合には、一定期間内であればクーリング・オフ（無条件での契約解除）ができる場合があります。
- ☆業者とトラブルになった際は、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地
月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時
直通電話 0479-62-8019